

4 賃料を適用する機械器具

4-1 適用機種

- ・トラッククレーン
- ・ラフテレーンクレーン
- ・クローラクレーン（油圧駆動式）
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機

5 職種の定義

潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。

職 種	定 義
潜水世話役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの

6 供用係数適用に当たりの留意事項

県内全域係数ランク1を基準とする。

就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（ α ）と就業時間別船員供用係数（ β ）（1ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数（ β ）								備 考
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.42	1.54	1.53	

船舶供用係数（ α ）と就業時間別船員供用係数（ β ）（2ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数（ β ）								備 考
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.34	1.47	1.47	1.61	1.60	

(注) 1. 就業時間別船員供用係数（ β ）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、

β : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β_0 : 就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比: 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。